訪問介護労働者の法定労働条件の確保のために

（2004 年 8 月 27 日付け　厚生労働省労働基準局通達　基発第 0827001 号）

労働時間およびその把握について

訪問介護の業務に直接従事する時間だけでなく、移動時間、業務報告書等の作成時間、待機時間および研修時間についても、次のような場合には労働時間に該当します。

移動時間

移動時間とは、事業所、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には労働時間に該当します。
なお、通勤時間は移動時間には該当しません。

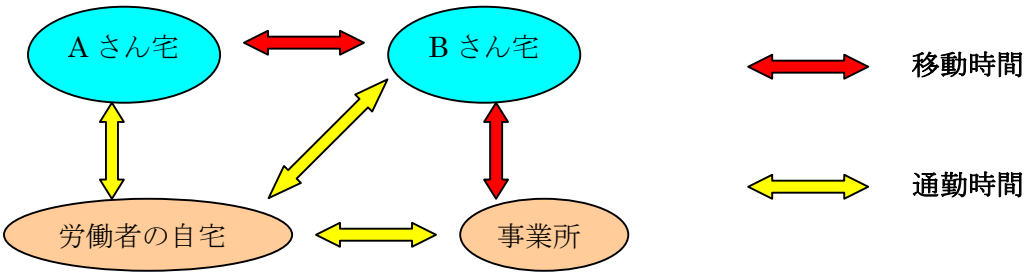

業務報告書等の作成時間

業務報告書を作成する時間については、その作成が介護保険制度や業務上義務づけられているものであって、使用者の指揮監督に基づき、事業所や利用者宅において作成している場合には、労働時間に該当します。

待機時間

待機時間については、使用者が急な需要等に対応するため事業所において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。

研修時間

研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合には、労働時間に該当します。
また、研修を受講しないことに対する就業規則上の制裁等の不利益な取扱がある場合や研修内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより、本人の業務に具体的に支障が生ずるなど実質的に使用者から出席の強制があると認められる場合には、たとえ使用者の明示的な指示が無くとも労働時間に該当します。

休業手当について

使用者の責に帰すべき事由により、訪問介護労働者を休業させた場合には、使用者は休業手当として平均賃金の 100 分の 60 以上の手当てを支払わなければなりません。
（労働基準法第 26 条）

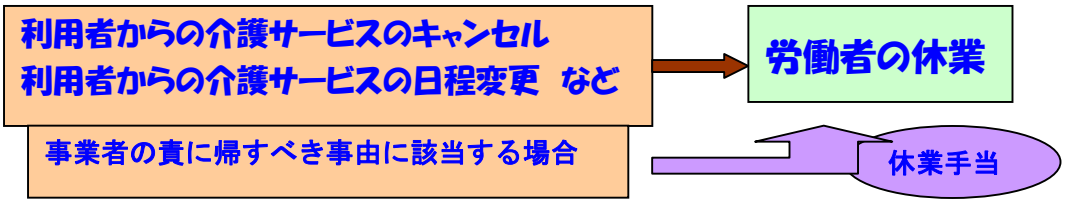

賃金の算定について

○　賃金を算定する場合には、訪問介護の業務に直接従事する時間のみならず、それ以外の移動時間等の労働時間も通算した時間数に応じた算定を行う必要があります。
○　支払う賃金はいかなる場合にも最低賃金を下回ってはなりません。
（最低賃金法第 5 条）

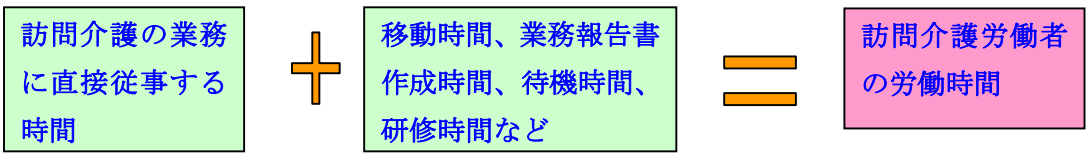

年次有給休暇の付与について

○　短期間の労働契約を繰り返し更新している訪問介護労働者であっても、雇い入れの日から起算して６ヶ月継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した場合は年次有給休暇を与えなければなりません。（労働基準法第 39 条）

○　所定労働日数が少ない労働者に対しても、所定労働日数に応じた年次有給休暇を付与しなければなりません。

			雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
週所定労働時間	週所定労働日数	一年間の所定労働日数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上							
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

安全衛生の確保について

訪問介護労働者の雇い入れ時などには、安全衛生教育を実施しなければなりません。（労働安全衛生法第 59 条）

訪問介護労働者に対して雇い入れ時および 1 年以内ごとに 1 回（深夜業等の特定業務に常時従事する労働者については 6 ヶ月以内ごと）、定期に健康診断を実施しなければなりません。

なお、健康診断の実施は法でさだめられたものである以上、その実施に要した費用を労働者に負担させることはできません。

短時間労働者であっても、

① 期間の定めのない労働契約により使用されるものであって

② その 1 週間の労働時間数が当該事業場において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間数の 4 分の 3 以上であるものは労働安全衛生法に定める健康診断を実施しなければなりません。

労働保険について

使用者は、訪問介護労働者を含め労働者を一人でも雇っていれば、労働保険の手続きを行わなければなりません。

労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」の総称です。

労災保険とは

労働者が業務上の事由または、通勤により負傷等を被った場合等に、被災した当該労働者や遺族を保護するため必要な保険給付等を行うものです。

労働契約の期間や労働時間の長短にかかわらず、全ての労働者が対象となります。

雇用保険とは

労働者が失業した場合および労働者について雇用の継続が困難になる事由が生じた場合に、労働者の生活および雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付等を行うものです。

短期間就労者でも、

1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること

1 年以上引き続き雇用されることが見込まれる労働者であること